

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 取得原価が判明しているもの 取得原価
イ 取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の有価証券 保有していないため省略
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの 保有していないため省略
イ 市場価格のないもの 取得原価
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの 保有していないため省略
イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
ア 建物 15 年～50 年
イ 工作物 10 年～60 年
ウ 物品 2 年～15 年
- ② 無形固定資産 定額法
(ソフトウェアについては庁内における見込み利用期間 (5 年) に基づく定額法によります。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 (リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、長期貸付金及び未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能引当金を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から群馬県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、群馬県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち千代田町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3カ月以内に満期が到来する流動性の高い投資をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が60万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費

として処理しています。

- 2. 重要な会計方針の変更等 該当事項ありません。
- 3. 重要な後発事象 該当事項ありません。
- 4. 偶発債務 該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲

一般会計

② 出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満の金額について

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	7.4%	-

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産 (50 m²以上のもの)

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 3,816 百万円

③ 地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素

標準財政規模 3,069 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,630 百万円

将来負担額 6,271 百万円

充当可能基金額 2,477 百万円

特定財源見込額 545 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 3,816 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上していません。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △11 百万円

② 既存の決算情報との関連性

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書の「一般会計」と、資金収支計算書の「一般会計等」の範囲は同一です。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	22	百万円
投資活動の国県等補助金収入	42	百万円
未収債権、未払債務等の増減	52	百万円
減価償却費	△ 707	百万円
賞与等引当金繰入	△ 40	百万円
退職手当引当金繰入	△115	百万円
徴収不能引当金繰入	△3	百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△751	百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。